

# 地域自治区と地域コミュニティ税 によるまちづくり

宮崎県 宮崎市

人口： 371,433人

面積： 596.80km<sup>2</sup>

**担当部署：地域コミュニティ課**

## 概要

住民自治の推進のため、地域自治区・合併特例区を単位とした地域活動のために、地域の安定した自前の財源として、市民に1人当たり年額500円を負担してもらう地域コミュニティ税を導入する。(平成20年3月議会で可決。平成21年4月から導入。)

## 選定理由

(宮崎県コメント)

地域コミュニティの活性化に必要な財源を確保するために、今回、宮崎市は、新税という手段を選択したと理解しているが、コミュニティ税を議論することによって、あるいは、実際に納税することによって、市民が地域コミュニティの活性化について自分のこととして捉え、考え、行動するきっかけになることも期待したものと考える。そのような意味では、意義があることと考える。

## 背景

少子高齢化、核家族化が急速に進む中、地域の連帯感が希薄になるとともに、地域が抱える課題は多様化し、個々の団体だけで課題を解決することが難しくなっている。

市では、地縁団体への運営費補助や加入促進策など対策を行ってきたが、地域の各種地縁団体の加入者数は減少の一途をたどり、地域の自治機能は低下傾向にある。これまでのやり方では十分な効果を挙げるできない状況となってきた。

一方で、近年は、NPOなどのテーマ型の市民活動団体の活動が活発になってきており、地域コミュニティにおける市民活動団体の存在意義も高まってきている。

そこで本市では、住民主体のまちづくりを進めるために、平成18年1月の1市3町の合併を機に、旧市域に15の地域自治区を、また、旧3町域にはそれぞれに合併特例区を設置し、地縁団体より広い地域を単位とした住民主体のまちづくりを推進している。

それに伴い、地域自治区や合併特例区を単位とした地域活動のための自前の安定した財源として、住民自治の観点からその活動費の一部を広く市民の皆様に求める「地域コミュニティ税」を創設した。

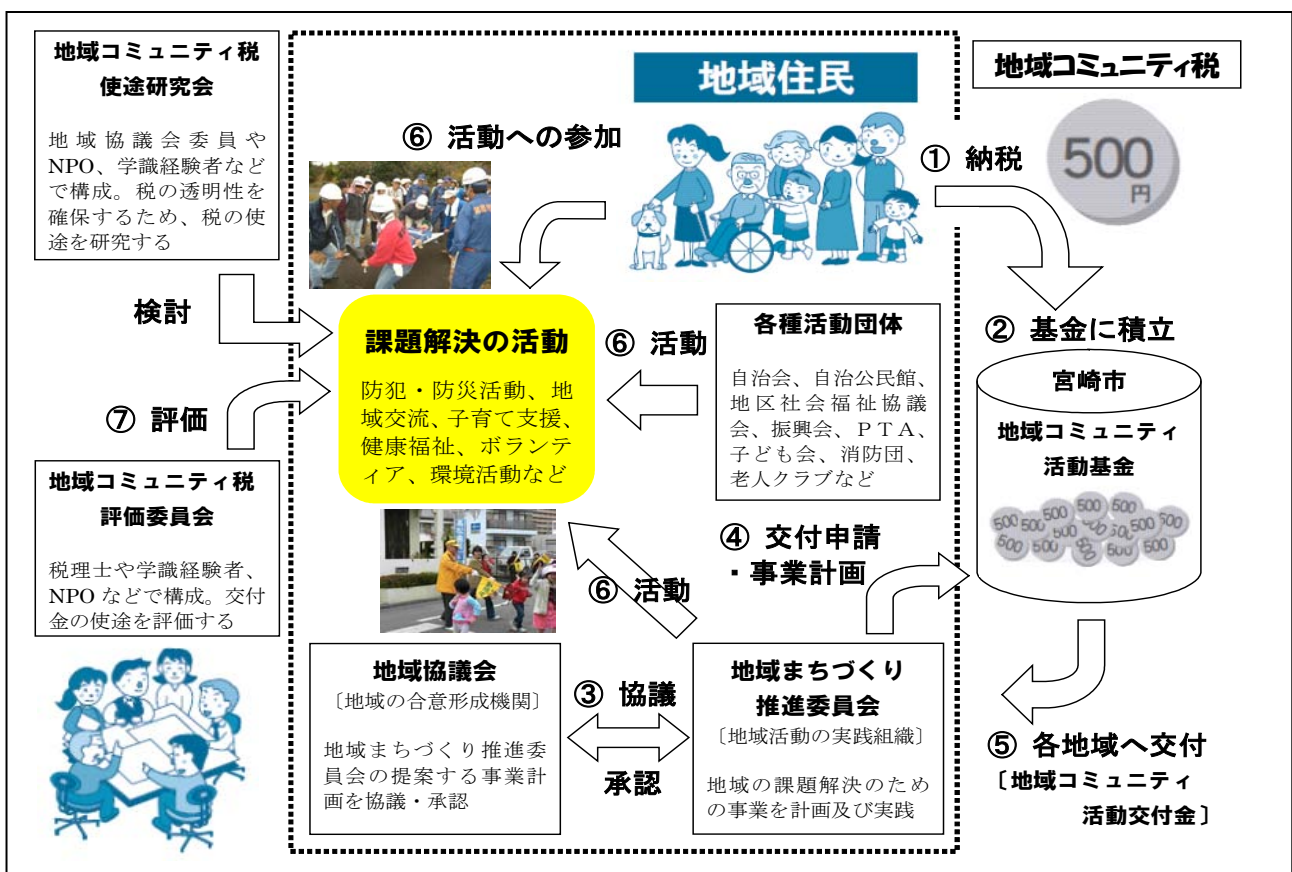
地域自治区・地域協議会などを軸とした住民主体のまちづくりを展開する上で、地域コミュニティ税が起爆剤となり、都市内分権・地域内分権が推進される。

## 具体的内容

市民税均等割の納税義務者（約16万人）に年額1人当たり500円を市民税均等割超過課税として課税。（税収は約8,000万円）

新税は、地域自治区・合併特例区に設置された地域活動の実践団体である「地域まちづくり推進委員会」に全額を交付し、地域自治区・合併特例区で取り組む地域の課題解決のための活動費とする。（18地区に均等割と人口割で配分。1,920千円～9,700千円）

### 【参考：地域コミュニティ税の流れ】



## 取組中の課題・問題点

- 地域コミュニティ税の周知活動を進める中で、様々なメディアを活用した周知や地区での説明会等を行っているが、なかなか全市民に制度の趣旨を浸透することが難しい。
- 地域まちづくり推進委員会で活動する人材に若者やNPOの参加が少ない。

## 工夫点

交付金の使途については、住民自治の観点から、できるだけ自由な発想のもとに地域で考えて使っていただきたいと考えているが、一方で、財源は税金であるため、その使い道については慎重にすべきとの意見もある。

そこで、交付金の使途について最低限のルールづくりを行うために、市民と有識者からなる「地域コミュニティ税使途研究会」を設置するとともに、交付金が適正に使われたかどうかの監査と住民主体のまちづくりにつながる効果的な取組に使われたかどうかを検証する「地域コミュニティ税評価委員会」を設置し、住民主体のまちづくりの成長と充実を図ることとしている。

## 効果

- 地域自治区などの広い範囲で活動を行うことで、福祉や子育て、防犯・防災などの各種分野に詳しい人材が集まり易くなり、地域住民が協力して地域の課題解決に取り組むことができる。
- 市民の一人一人に地域コミュニティ税を負担してもらうことで、地域活動に対する市民意識の醸成が図られるとともに、地域協議会等を中心とした地域活動が活発になり、これまで、地域に関心の薄かった市民の地域活動への参画が図られる。

## 住民（職員）の反応・評価

市内 18 地区を対象とした住民説明会を 7～8 月と 11 月に開催する中で、地域コミュニティ税の導入に慎重な意見よりも、交付金を活用して積極的に地域を良くしていこうという積極的な意見が目立つようになった。地域コミュニティの重要性についての認識が深まってきていると感じている。

現在は、各地域でまちづくりの実践組織である地域まちづくり推進委員会が組織され、1,400 名もの方々が活動に参加して、平成 21 年 4 月からの活動の準備を進めている。

## フォローアップ

地域づくりは地域住民が主体となっていくことが住民自治のあるべき姿だと考えているが、行政も地域住民の対等なパートナーとして、協働の理念に基づき地域住民と連携して取り組んでいくことが必要である。

本年度、3つの地域自治区をモデル地区に指定し、交付金を活用した事業を想定して地域の課題解決に取り組んでいる。12月には地域コミュニティ再生シンポジウムを開催し、モデル地区の事例発表やまちづくりを題材としたパネルディスカッションを行うなど、まちづくりについての取組等の周知に努めている。

## 今後の課題

今後は、平成21年4月の新税の導入に向けて、地域コミュニティ税を財源とした交付金の使途について、市民と有識者からなる地域コミュニティ税評価委員会を設置し、交付金が地域のまちづくりに効果的に活用されたかどうかの評価を行う仕組みの検討を行っている。

また、交付金の使途のルールについて、モデル地区事業などを通して見直しの意見等があるため、使途研究会で検討を行い、成長するルールとして適宜見直しを図ることとしている。

## 今後取り組む自治体に向けた助言

地域コミュニティの再生と活性化は本市のみならず、自治体が抱える最重要課題である。

地域コミュニティ税を活用して、地域自治区・合併特例区を軸とした地域活動が展開することは、地域に財源と権限を移譲する「地域内分権」を一層推進することになると考えている。

一方、住民への周知については、どのような手段により徹底することができるのか、また、活動する人材について、若者やNPOの参加をいかに増やしていくかが課題である。

## アドレス

<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>

(“宮崎市ホームページ” → “生活情報 (地域活動)” のページを参照。)